

2021 年 6 月 16 日

厚生労働省 医政局
局長 迫井 正深様

公益社団法人日本義肢装具士協会
会 長 野 坂 利 也
日本義肢装具士教育者連絡協議会
会 長 早 川 康 之

義肢装具士教育の見直し（案）について（申請）
（義肢装具士カリキュラム等改善検討委員会（仮称）に向けた
義肢装具士養成施設カリキュラム改善検討委員会 報告

謹啓 梅雨の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、公益社団法人日本義肢装具士協会並びに日本義肢装具教育者連絡協議会の活動・運営に対して、ご理解ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、義肢装具士を取り巻く環境は、医療福祉分野の高度化、超高齢化、並びに患者が求める医療・福祉も大きく変化しており、義肢装具士に求められる質の高い業務は重要性を増していることはご理解頂けるかと存じます。この様な状況下で、医療・福祉を取り巻く環境に即した義肢装具士教育の見直しは喫緊の課題と考え、両会において義肢装具士養成教育の見直しを行い、今後の医療・福祉の発展や推移を踏まえた上で、教育の在り方について集約いたしました。

別紙のとおり「義肢装具士教育の見直し（案）」について申請いたしますので、ご査収の程、お願い申し上げます。 謹白

公益社団法人日本義肢装具士協会
会 長 野 坂 利 也

〒113-0033

東京都文京区本郷 5-32-7 義肢会館 202

TEL :03-5842-5457 FAX :03-5842-5458

義肢装具士養成教育検討委員会

- 担当理事 野坂利也（日本義肢装具士協会会長、北海道科学大学保健医療学部教授）
- 委員長 中川三吉（元日本義肢装具教育者連絡協議会会長、専門学校日本聴能言語福祉学院 義肢装具学科教務主任）
- 委 員 早川康之（日本義肢装具教育者連絡協議会会長、北海道科学大学保健医療学部教授）
- 坂井一浩（顧問・元日本義肢装具士協会会長、人間総合科学大学保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻専攻主任）
- 東江由起夫（監事、新潟医療福祉大学リハビリテーション学部義肢装具自立支援学科学科長）
- 佐々木 伸（国際義肢装具協会日本支部事務局長、神戸医療福祉専門学校三田校 義肢装具士科学科長）

[背景]

1. 義肢装具士を取り巻く環境の変化

義肢装具士は他の医療・福祉分野の資格と異なり、医学と工学と芸術の知識と技術を有する専門家として誕生し、33年が経過した。(義肢装具士法公布:1987年6月2日)この間に、義肢装具士を取り巻く環境が大きく変化した。具体的には、義肢装具装着部位の型取りに従前の採寸・ギプス包帯を用いた採型だけでなく、デジタルスキャナー等デジタル技術が飛躍的に進化し、実用化され、臨床で使用されていること、義肢装具の適合評価に関する工学技術が広く臨床でも用いられてきており、特に義足歩行、装具歩行に関しては、三次元動作解析による歩行評価が広く用いられていること、義肢装具士法が公布された頃に比べ、超高齢社会になり、脳血管障害、末梢循環障害の罹患者に対する狭い範囲での義肢装具だけではなく、これらの疾患に対する、フットケア等足部の潰瘍に対する考慮や、より範囲の広い福祉用具全般の知識と技術が求められていること、臨床実習に関しては、従前の見学型だけでなく、臨床家に必要な態度・技能・知識の使い方を学ぶことを目的とした参加型臨床実習の質と量の増加が求められていることなどが挙げられる。

これらのことから、今後の義肢装具士に求められるのは、時代の変化に対応でき、根拠を持って論理的に考えられる人材であり、将来に亘り高度な医療・福祉技術を駆使し、チーム医療の一端を担う一員として他の医療福祉従事者と共に、国民に対し安心・安全で対費用効果のある医療福祉を提供できる「質の高さ」である。

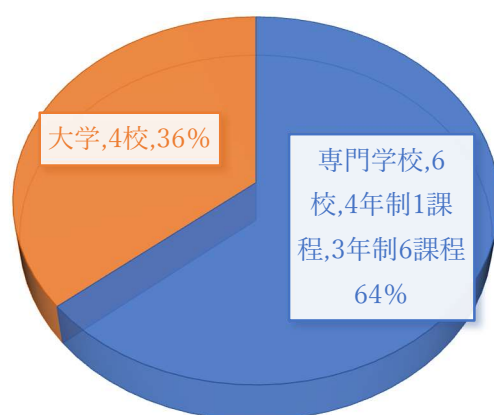
以上のことから、時代の変化や社会のニーズに即した義肢装具士養成教育の見直しが必要である。

2. 義肢装具士養成教育制度

義肢装具士の養成課程は、現在、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所（義肢装具士法第14条1号から3号、以下「指定施設」という。）である。

指定施設は、教育の内容を定めた「義肢装具士学校養成所指定規則」（以下「指定規則」という。）を満たすことにより、文部科学大臣（4年制大学）又は都道府県知事の指定（3年生専門学校、1・2年課程専攻科等）を受けることとなる。加えて、厚生労働省により義肢装具士養成所指導ガイドラインが定められており（平成27年3月31日、医政発0331第32号）、これに準拠する必要がある。2004年4月から施行されたいわゆるカリキュラム大綱化に伴い、各指定施設が社会のニーズに適切に対応した多様な医療福祉技術者を養成できるようになった結果、工学系学科を基盤に工学面を重視した教育を行う大学や、保健・医療系学科を基盤に保健・臨床面を重視した教育を行う大学が設立されてきた。現在、指定施設は4年制大学が4校、専門学校6校（4年制1課程、3年制6課程）となっている。

義肢装具士指定施設



[要望]

1. 義肢装具士の教育内容の見直し（指定施設に関わる「義肢装具士養成所指定規則」並びに「義肢装具士養成所指導ガイドライン」の見直し）

(1) 総単位数の見直し

医療・福祉の高度化、高齢化社会の中での脳血管障害、末梢循環障害の罹患者に対する医療・福祉ニーズの増大、チーム医療の推進による業務拡大など臨床現場を取り巻く環境も変化し、義肢装具士に新たな知識や役割が求められていることから、総単位数を下記のとおり見直すべきと考える。

- ・「別添 1」見直し案：義肢装具士養成所指定規則 別表第一～第三（教育内容・単位数）
- ・「別添 2」見直し案：義肢装具士養成所指導ガイドライン 別表一

なお、教育内容、及び単位数の見直しについては、公益社団法人日本義肢装具士協会に設けた「義肢装具士養成教育 WG（2020 年 11 月より 2021 年 6 月までの間に計 10 回実施）」にて検討を行った。

「総単位数（案）」

- ・義肢装具士（法第 14 条 1 号）93 単位以上から 100 単位以上へ
- ・義肢装具士（法第 14 条 2 号）72 単位以上から 79 単位以上へ
- ・義肢装具士（法第 14 条 3 号）45 単位以上から 52 単位以上へ

(2) 教育内容及び単位数の見直し

《専門基礎分野》

・「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」は、褥瘡や潰瘍、火傷等の皮膚疾患を併発している部位への装具療法や、車椅子並びに座位保持装置の適合における形成外科学及び皮膚科学に関する知識が求められるようになっているため、単位数を 8 単位から 9 単位に変更すること。

・「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」については、本分野の教育目標から福祉用具に関する教授を除外し、これを車椅子・座位保持装置等、福祉用具の製作・適合を含む知識と技術を共に専門分野で教授するため、単位数を 5 単位から 4 単位に変更すること。

《専門分野》

・「基礎義肢装具学」の教育目標として、義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型・製作及び適合を行うことができる基礎的な能力を養うことを掲げており、別表に示す指定施設における基礎義肢装具学の教授に必要な内容と時間の見直しが必要であり、単位数を 19 単位から 17 単位に変更すること。また、削減された単位数は分野別専門科目に配分し、質と量の充実を図ることが必要である。

- ・「応用義肢装具学」

義肢装具士の臨床業務における臨床件数は、義肢（義手・義足）に対し装具（上肢・体幹・下肢装具）が圧倒的に多く（別紙資料 1『義肢装具白書 2019』日本義肢装具士協会編、p.44）、同様に、座位保持装置・車椅子、その他の福祉用具に関わる件数も比較的多い。また、各義肢装具士養成所における実質的なカリキュラム構成は、既に「義肢学」、「装具学」、「福祉用具学」となっている（別紙資料 3）。また、諸外国の主要義肢装具士養成校における専門科目体系は「義手学」、「義足学」、「装具学（装着部位別）」に分かれており、授業時間数も臨床例の多い「装具学」に多く配分されている（別紙資料 2）。

これらの実情を「応用義肢装具学」の教育内容に反映するために、単位数を 20 単位から 23 単位へ 3 単位増とする共に、区分を「義肢」、「装具」、「福祉用具」へ変更し、区分ごとの単位数を義肢学 8 単位、装具学 12 単位、福祉用具学 3 単位とする。

(3) 臨床実習の在り方

超高齢社会の中、義肢装具士には脳血管障害、末梢循環障害の罹患者に対する狭い範囲での義肢装具だけではなく、これらの疾患に対して、より範囲の広い福祉用具全般の知識と技術が求められるようになってきている。臨床実習に関してもこれらの社会的要請を踏まえた内容へ変更されるべきと思われる。現状では 4 単位（180 時間）と、理学療法士ならびに作業療法士等の他の医療福祉専門職と比較すると少なく、また、別紙資料 2 にあるように義肢装具士養成教育の国際基準を満たしている諸外国の養成施設と比べても極めて少ないのが現状となっている。他方、別紙資料 3 が示すとおり、学生の臨床的な実践力の向上を目的に、すべての養成校において「臨床実習」の単位数及び時間数を指定規則よりも増やして実施している現状がある。今後は、指定規則に示される臨床実習の基準についても、より臨床に即した質と量の担保が図られるべきと思われる。

- ・臨床実習の総単位数の見直し

現行では、指定規則により 4 単位となっている。しかし義肢装具士業務の在り方、医療福祉の高度化、臨床において必要な態度、技能、知識の使い方を学ぶためには臨床実習で実践力を養うことが必要である。前述のように他の医療福祉専門職や国際基準に比べると質と量が少ないのが現状となっている。別紙資料 3 に示すように、ほとんどの義肢装具士養成所では、臨床実習単位数を増やして、実践力を養うことを行っており、臨床実習の単位数を増やすことは現行の養成所カリキュラムにおいて十分可能な状況であることから、以下、臨床実習単位あたりの時間の見直し及び臨床実習指導者要件の見直しを含めた上で総単位数を 4 単位から 10 単位に変更すること。

- ・臨床実習単位あたりの時間数の見直し

義肢装具士の勤務先が義肢装具製作施設であることから、臨床実習先も義肢装具製作施

設となっている。義肢装具士が日中、病院などに出向き義肢装具の採型、適合業務を行っており、帰社後に正規の勤務時間外に製作業務を行うことも多く、学生の 1 日の臨床実習時間の延長も多くなっているのが現状となっている。学生の安全・安心で学修の質を担保できる臨床実習を行うために、現行の養成所指導ガイドラインには、臨床実習は 1 単位 45 時間の時間をもって計算することとなっているが、これを 1 単位 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて 45 時間以内とするに変更する必要があること。

・臨床実習指導者要件の見直し

超高齢社会と障害の多様化を背景とし、義肢装具士への社会的要請は義肢装具の製作適合のみにとどまらず、車椅子・シーティングを含めた福祉用具の適合にも拡大しているところである。医療福祉専門職の養成教育において、学生が専門職としての臨床的思考を獲得するうえで、臨床実習は極めて重要な機会となっていることは周知のとおりであり、義肢装具士養成教育における福祉用具分野での臨床実習についても体系化が望まれているところである。このうち、臨床実習指導者の要件については、現行の養成所指導ガイドラインで、「各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として 5 年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。」とされているが、福祉用具分野の従事者には医師又は義肢装具士の資格を有する者が少なく、したがって本分野での臨床実習の機会が極めて限定されている現状がある。そこで、本改定において、臨床実習指導者要件を「実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として 5 年以上の実務経験を有する者、又は福祉用具専門分野において 5 年以上の実務経験を有する者で、十分な指導能力を有する者であること。」と改めるとともに、臨床実習指導者の質的担保を図るために、厚生労働省において定める臨床実習指導者の指針に基づき公益社団法人日本義肢装具士協会及び日本義肢装具教育者連絡協議会により『臨床実習指導者講習会』を開催し、臨床実習指導者はこれを受講することが望ましい。

別紙資料 4 臨床実習指導者講習会の指針（案）

機器器具の変更・追加の理由

「義肢装具士養成所指導ガイドライン」の別表二 機械器具において

- ・図学製図学教育用機材一式 を図学製図学教育用機材（CAD ソフトを含む）一式に変更
- ・ハンドドリル 4 人で 1 を 電動ドリル 4 人で 1 に変更
- ・運動解析装置 1 を 三次元動作解析装置 1 に変更
- ・新たにデジタル機器（3D スキャナー、3DCAD、3D プリンター等）1 を追加
- ・新たに福祉用具(車椅子・歩行補助杖・座位保持装置以外)1 を追加

図学製図学教育用機材としてドラフターを使用してきたが、大学の機械工学科においても CAD ソフトを使用するようになっており、時代の変化に対応した対応が必要である。

ハンドドリルが 4 人に 1 つ必要となっていたが、すべての養成施設の実習に於いては、電動ドリルが使用されており、実情から電動ドリルに変更する必要がある。

動作解析装置 1 が備品となっていたが、三次元動作解析装置を使用した歩行時の動作解析結果が読み取れる力を問う国家試験問題も多く、教育上必須となっている。本格的な三次元動作解析装置は高額であるが、論文作成などのための学術上必要なデータの精度を求めなければ、比較的安価なものもあり、追加の機械器具となってもあまり負担なく、三次元動作解析装置の設置が可能な状況である。

身体の形状計測手法としての採寸・採型が行われてきたが、世界的にデジタル技術を用いた手法が広く使用されており、国内においても多くの製作施設でデジタル技術が用いられている。一部の養成施設では、教育に取り入れられているが、すべての養成施設での教育が望ましく、新たにデジタル機器（3D スキャナー、3DCAD、3D プリンター等）1 を追加する必要がある。大がかりなモデル製作や装具製作機器は高額であるが、3D スキャナー、3DCAD、3D プリンターの学習機器であれば、汎用機器を用いることで比較的安価に設置が可能な状況である。

福祉用具学の教育には、以前から車椅子、歩行補助杖、座位保持装置が備品となっていたが、障害者総合支援法における補装具の種目に重度障害者用意思伝達装置、労働者災害補償保険法における補装具の種目に介助用リフター、フローテンションパッドなどがある。福祉用具学の単位を 1 から 3 に変更することに伴い、補装具の取り扱いなどを教授するうえで必要な備品の充実が必要である。

設備備品に関する事項の追加

「義肢装具士養成所指導ガイドライン」の本文 5 施設設備に関する事項に (7) 有機溶剤（第 1 種、第 2 種）の使用では密閉装置、局所排気装置、プッシュプル換気装置を設けるか全体換気装置を設置すること。を追加する。これにより学生の健康に配慮した環境づくりが図られる。

学内実習におけるモデル被験者に対するプライバシー保護

「義肢装具士養成所指導ガイドライン」の本文 5 施設設備に関する事項に (8) 学内実習におけるモデル被験者の更衣動作、義肢装着時などでは、他のモデル被験者からプライバシー保護がされること。を追加する。

今後の課題

義肢装具士法（法第 14 条 2 号）及び（法第 14 条 3 号）に該当する養成所は存在していない。今後もこのまま法を残しておくことが必要かの議論も必要であると考え。また米国における義肢装具士の養成教育が、大卒 2 年課程、1 年のインターン教育に移行しており、今後は諸外国の動向にも目を向けた養成教育の在り方の検討も必要であると考え。

義肢装具士の専任教員に関して、法第二条第三項に規定する義肢装具の製作適合等に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後五年以上業務に従事した義肢装具士（以下「業務経験五年以上の義肢装具士等」という。）であることとしているが、教育の質的担保を図るために新任の教員に関する講習会を公益社団法人日本義肢装具士協会及び日本義肢装具教育者連絡協議会により開催する必要性を感じている。

臨床実習指導者に関して、臨床実習指導者の質的担保を図るために希望者に対して公益社団法人日本義肢装具士協会及び日本義肢装具教育者連絡協議会で「臨床実習指導者講習会」を開催する予定となっているが、今回の見直しにおいてはこの講習会の修了は、実施体制の準備状況から潤沢な時間が必要であり、臨床実習指導者の必須要件として要望はしなかった。そのため、臨床実習先となる製作事業者の理解を得て、今回の見直しが適用され、次回の見直しが行われる際には臨床実習指導者要件となる必要があると考え。

別添 1

改定案	現 行
義肢装具士養成所指定規則 (昭和六十二年文部省・厚生省令第三号) 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十六条の規定に基づき、義肢装具士学校養成所指定規則を次のように定める。 （この省令の趣旨） 第一条 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一号から第三号までの規定に基づく学校又は義肢装具士養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。 2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。 （指定の申請手続） 第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。	義肢装具士養成所指定規則 (昭和六十二年文部省・厚生省令第三号) 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十六条の規定に基づき、義肢装具士学校養成所指定規則を次のように定める。 （この省令の趣旨） 第一条 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一号から第三号までの規定に基づく学校又は義肢装具士養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。 2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。 （指定の申請手続） 第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地） 二 名称 三 位置 四 設置年月日 五 学則 六 長の氏名及び履歴 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録 十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること。） 十一 収支予算及び向う二年間の財政計画 2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。 （変更の承認及び届出） 第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定施設」という。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請に準用する。 3 指定施設の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）	一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地） 二 名称 三 位置 四 設置年月日 五 学則 六 長の氏名及び履歴 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録 十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること。） 十一 収支予算及び向う二年間の財政計画 2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。 （変更の承認及び届出） 第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定施設」という。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請に準用する。 3 指定施設の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）
--	--

に変更があつたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

(学校及び養成所の指定基準)

第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

五 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも三人は、法第二条第三項に規定する義肢装具の製作適合等に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後五年以上業務に従事した義肢装具士（以下「業務経験五年以上の義肢装具士等」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

に変更があつたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

(学校及び養成所の指定基準)

第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

五 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも三人は、法第二条第三項に規定する義肢装具の製作適合等に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後五年以上業務に従事した義肢装具士（以下「業務経験五年以上の義肢装具士等」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

六 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。 八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。<u>なお有機溶剤の使用する部屋では学生の健康に配慮した環境づくりをすること。</u> 九 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。 十 臨床実習を行うのに適当な病院又は診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所を実習施設として利用しうること並びに当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 十一 専任の事務職員を有すること。 十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。 2 法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、二年以上であること。 三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。 四 別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。	六 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。 八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。 九 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。 十 臨床実習を行うのに適当な病院又は診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所を実習施設として利用しうること並びに当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 十一 専任の事務職員を有すること。 十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。 2 法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、二年以上であること。 三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。 四 別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。
---	--

五 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の義肢装具士等であること。ただし、業務経験五年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人とすることができる。 六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。 3 法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一 義肢装具士法施行規則第十四条に規定する者であることを入学又は入所の資格としていること。 二 修業年限は、一年以上であること。 三 教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。 四 別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。 五 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の義肢装具士等であること。 六 第一項第六号から第十二号までに該当するものであること。 （報告） 第五条 指定施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を行政庁に報告しなければならない。 一 当該学年度の学年別学生数 二 前学年度における教育実施状況の概要 三 前学年度の卒業者数 （報告の徴収及び指示）	五 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の義肢装具士等であること。ただし、業務経験五年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人とすることができる。 六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。 3 法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。 一 義肢装具士法施行規則第十四条に規定する者であることを入学又は入所の資格としていること。 二 修業年限は、一年以上であること。 三 教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。 四 別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。 五 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の義肢装具士等であること。 六 第一項第六号から第十二号までに該当するものであること。 （報告） 第五条 指定施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を行政庁に報告しなければならない。 一 当該学年度の学年別学生数 二 前学年度における教育実施状況の概要 三 前学年度の卒業者数 （報告の徴収及び指示）
---	---

第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。 2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。 (指定の取消し) 第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。 (指定取消しの申請手続) 第八条 指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。 一 指定の取消しを受けようとする理由 二 指定の取消しを受けようとする予定期日 三 在学中の学生があるときは、その措置 (国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例) 第九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。 2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。 (指定の取消し) 第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。 (指定取消しの申請手続) 第八条 指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。 一 指定の取消しを受けようとする理由 二 指定の取消しを受けようとする予定期日 三 在学中の学生があるときは、その措置 (国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例) 第九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。
--	--

第九条 表			第九条 表		
第二条第一項	設置者	所管大臣（国立大学法人の設置する学校にあつては、設置者である国立大学法人。以下同じ。）	第二条第一項	設置者	所管大臣（国立大学法人の設置する学校にあつては、設置者である国立大学法人。以下同じ。）
	次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもつて行政庁に申し出るものとする。		次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもつて行政庁に申し出るものとする。
第二条第二項	申請書	書面	第二条第二項	申請書	書面
第三条第一項	設置者	所管大臣	第三条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。	行政庁に協議するものとする。		行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。	行政庁に協議するものとする。
第三条第二項	承認の申請	協議	第三条第二項	承認の申請	協議
第三条第三項	設置者	所管大臣	第三条第三項	設置者	所管大臣
	前条第一項第一号から第三号まで	前条第一項第二号若しくは第三号		前条第一項第一号から第三号まで	前条第一項第二号若しくは第三号

	行政庁に届け出なければならない。	行政庁に通知するものとする。		行政庁に届け出なければならない。	行政庁に通知するものとする。
第五条	設置者 行政庁に報告しなければならない。	所管大臣 行政庁に通知するものとする。	第五条	設置者 行政庁に報告しなければならない。	所管大臣 行政庁に通知するものとする。
第六条第一項	設置者又は長	所管大臣	第六条第一項	設置者又は長	所管大臣
第六条第二項	設置者又は長 指示	所管大臣 勧告	第六条第二項	設置者又は長 指示	所管大臣 勧告
第七条	第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき。	第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき。	第七条	第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき。	第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき。
第八条	設置者 次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。	所管大臣 次に掲げる事項を記載した書面をもつて行政庁に申し出るものとする。	第八条	設置者 次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。	所管大臣 次に掲げる事項を記載した書面をもつて行政庁に申し出るものとする。

附 則 (施行期日) 1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。 (学校又は養成所の指定基準の経過的特例) 2 昭和七十年三月三十一日までの間は、第四条第一項第五号(同条第二項第五号及び第三項第五号において引用する場合を含む。)中「免許を受けた後五年以上業務に従事した」とあるのは、「義肢装具の製作適合等に精通した」と読み替えるものとする。 附 則 (平成六年三月三〇日文部省・厚生省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一二年一〇月二〇日文部省・厚生省令第五号) この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 附 則 (平成一三年一月二七日文部科学省令第八〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成一六年三月二六日文部科学省・厚生労働省令第二号) (施行期日) 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項及び別表第二	附 則 (施行期日) 1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。 (学校又は養成所の指定基準の経過的特例) 2 昭和七十年三月三十一日までの間は、第四条第一項第五号(同条第二項第五号及び第三項第五号において引用する場合を含む。)中「免許を受けた後五年以上業務に従事した」とあるのは、「義肢装具の製作適合等に精通した」と読み替えるものとする。 附 則 (平成六年三月三〇日文部省・厚生省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一二年一〇月二〇日文部省・厚生省令第五号) この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 附 則 (平成一三年一月二七日文部科学省令第八〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成一六年三月二六日文部科学省・厚生労働省令第二号) (施行期日) 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項及び別表第二
---	---

の改正規定は、平成十七年四月一日から、同条第三項及び別表第三の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は義肢装具士養成所及び義肢装具士学校養成所指定規則第二条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は義肢装具士養成所がこの省令による改正後の第四条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定により有すべき専任教員の数及び要件については、これらの規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は義肢装具士養成所及び義肢装具士学校養成所指定規則第二条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は義肢装具士養成所がこの省令による改正後の第四条第一項第五号、第二項第五号及び第三項第五号の規定により有すべき専任教員の数及び要件については、これらの規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 4 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は義肢装具士養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附 則 (平成一六年三月三十一日文科科学省・厚生労働省令第四号) この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則 (平成一九年一二月二五日文科科学省・厚生労働省令第二号)	の改正規定は、平成十七年四月一日から、同条第三項及び別表第三の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は義肢装具士養成所及び義肢装具士学校養成所指定規則第二条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は義肢装具士養成所がこの省令による改正後の第四条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定により有すべき専任教員の数及び要件については、これらの規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は義肢装具士養成所及び義肢装具士学校養成所指定規則第二条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は義肢装具士養成所がこの省令による改正後の第四条第一項第五号、第二項第五号及び第三項第五号の規定により有すべき専任教員の数及び要件については、これらの規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 4 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は義肢装具士養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附 則 (平成一六年三月三十一日文科科学省・厚生労働省令第四号) この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則 (平成一九年一二月二五日文科科学省・厚生労働省令第二号)
--	--

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。 附 則 （平成二十七年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第二号） （施行期日） 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。	この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。 附 則 （平成二十七年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第二号） （施行期日） 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。
---	---

別表第一			別表第一		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 <u>疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進</u> <u>保健医療福祉とリハビリテーションの理念</u> 義肢装具領域における工学	十三 九 四 十	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	十三 八 五 十
専門分野	<u>基礎義肢装具学</u> <u>義肢学</u> <u>装具学</u> <u>福祉用具学</u> <u>臨床実習</u>	十七 八 十二 三 十	専門分野	基礎義肢装具学 応用義肢装具学 臨床実習	十九 二十 四
合計		百	合計		九十三
別表第一 備考			別表第一 備考		
一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。			一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。		
二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。			二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。		
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以			三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十九単位以上（うち基礎分野十四単位以		

上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野四十単位以上) であるときは、この表の
教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	七
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四
	義肢装具領域における工学	八
専門分野	基礎義肢装具学	十七
	義肢学	八
	装具学	十二
	福祉用具学	三
	臨床実習	十
合計		七十九

別表第二 備考

- 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具
士法施行規則第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履
修した科目については、免除することができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床

上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野三十九単位以上) であるときは、この表
の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	六
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	五
	義肢装具領域における工学	八
専門分野	基礎義肢装具学	十九
	応用義肢装具学	二十
	臨床実習	四
合計		七十二

別表第二 備考

- 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具
士法施行規則第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履
修した科目については、免除することができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床

実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十九単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第三

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	七
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四
専門分野	基礎義肢装具製作法	九
	義肢学	四
	装具学	七
	福祉用具学	二
	臨床実習	九
合計		五十二

別表第三 備考

- 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十八単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第三

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	六
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	五
専門分野	基礎義肢装具学	十
	応用義肢装具学	十一
	臨床実習	三
合計		四十五

別表第三 備考

- 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習九単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十三単位以上（うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野単位二十二以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。	三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習三単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十二単位以上（うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十一単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
---	---

別添 2

改定案	現 行
義肢装具士養成所指導ガイドライン 1 一般的事項 (1) 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)第2条第1項の指定の申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。 (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。 (3) 義肢装具士養成所(以下「養成所」という。)の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。 (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。 (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。 (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。 2 学生に関する事項 (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。 (2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。 (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又	義肢装具士養成所指導ガイドライン 1 一般的事項 (1) 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)第2条第1項の指定の申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。 (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。 (3) 義肢装具士養成所(以下「養成所」という。)の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。 (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。 (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。 (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。 2 学生に関する事項 (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。 (2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。 (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又

は卒業を認めないものとする。 (4) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。 (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。 3 教員に関する事項 (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。 (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。 4 授業に関する事項 (1) 指定規則別表第1、別表第2及び別表第3に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。 (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。 なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。 <u>(3) 臨床実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。</u> (4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。 また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学	は卒業を認めないものとする。 (4) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。 (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。 3 教員に関する事項 (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。 (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。 4 授業に関する事項 (1) 指定規則別表第1、別表第2及び別表第3に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。 (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。 なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。 (3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。 (4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。 また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学
---	--

校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第３８８号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和６３年厚生省令第２０号）第１３条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。 （５） 合併授業又は合同授業を行わないこと。 ５ 施設設備に関する事項 （１） 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員１人当たり１．６５平方メートル以上であること。 （２） 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員１人当たり５平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。 （ア） 義肢装具装着適合室 （イ） 義肢装具製作室 （ウ） 機械室 （３） 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。 （４） 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。 （５） 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表二を標準として整備すること。 （６） 教育上必要な専門図書は１０００冊（ただし、義肢装具士法（昭和６２年法律第６１号。以下「法」という。）第１４条第２号又は第３号の養成所にあつては、５００冊）以上、学術雑誌（外国雑誌を含む。）は１０種類以上を備えていること。 <u>（７） 有機溶剤（第１種、第２種）の使用では密閉装置、局所排気装置、プッシュプル換気装置を設けるか全体換気装置を設置するなど十分な換気に配慮すること。</u>	校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第３８８号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和６３年厚生省令第２０号）第１３条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。 （５） 合併授業又は合同授業を行わないこと。 ５ 施設設備に関する事項 （１） 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員１人当たり１．６５平方メートル以上であること。 （２） 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員１人当たり５平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。 （ア） 義肢装具装着適合室 （イ） 義肢装具製作室 （ウ） 機械室 （３） 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。 （４） 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。 （５） 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表二を標準として整備すること。 （６） 教育上必要な専門図書は１０００冊（ただし、義肢装具士法（昭和６２年法律第６１号。以下「法」という。）第１４条第２号又は第３号の養成所にあつては、５００冊）以上、学術雑誌（外国雑誌を含む。）は１０種類以上を備えていること。
---	---

(8) 学内実習におけるモデル被験者の更衣動作、義肢装着時などでは、他のモデル被験者からプライバシー保護がされること。 6 臨床実習に関する事項 (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。 (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師、義肢装具士又は医療福祉の専門分野において5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であること。 (3) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。 (4) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。 7 その他 (1) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。 (2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。 なお、従来、指定規則第5条の報告は、看護師等養成所報告システムを利用して行ってきたが、同システムは、義肢装具士養成所から都道府県知事への報告する機能を有していないため、今後、改修（平成27年度中）を計画している。このため、平成27年度の指定規則第5条の報告は、各養成所において、同システムに入力したデータを出力することにより作成される書類の提出をもって報告とされたいこと。 8 広告及び学生の募集行為に関する事項 (1) 広告については、申請書(設置計画書)が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請	6 臨床実習に関する事項 (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。 (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。 (3) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。 (4) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。 7 その他 (1) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。 (2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。 なお、従来、指定規則第5条の報告は、看護師等養成所報告システムを利用して行ってきたが、同システムは、義肢装具士養成所から都道府県知事への報告する機能を有していないため、今後、改修（平成27年度中）を計画している。このため、平成27年度の指定規則第5条の報告は、各養成所において、同システムに入力したデータを出力することにより作成される書類の提出をもって報告とされたいこと。 8 広告及び学生の募集行為に関する事項 (1) 広告については、申請書(設置計画書)が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請
---	---

中(設置計画)であることを明示すること。 (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。 学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。 別表一					
中(設置計画)であることを明示すること。 (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。 学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。 別表一					
	区 分	単位数			教育目標
教育内容		法 第十四条 第一号	法 第十四条 第二号	法 第十四条 第三号	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基	人体の構造と機能及び心身の発達	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるように

	区 分	単位数			教育目標
教育内容		法 第十四条 第一号	法 第十四条 第二号	法 第十四条 第三号	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基	人体の構造と機能及び心身の発達	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるように

礎 分 野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	7	7	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	4	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
	義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	(小計)	(50)	(29)	(21)	
	基礎義肢装具学	17	17	9	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力を養う。 義肢装具製作施設の
礎 分 野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	6	6	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5	5	5	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
	義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	(小計)	(36)	(29)	(21)	
	基礎義肢装具学	19	19	10	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力を養う。

					見学を通じて義肢装具士の業務について理解する。						
	<u>義肢学</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>義肢の適応となる切断部位別に採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。</u>		応用義肢装具学	2 0	2 0	1 1	義肢装具の適応となる疾病及び障害について、採型、製作及び適合に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	<u>装具学</u>	<u>1 2</u>	<u>1 2</u>	<u>6</u>	<u>装具の適応となる疾病及び障害について理解し、装着部位別の採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。</u>						
	<u>福祉用具学</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>車椅子、座位保持装置、他の福祉用具全般について採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。</u>						

	臨床実習	10	10	8	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療・福祉における義肢装具及び福祉用具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	(小計)	(50)	(50)	(29)	
合計		100	79	50	

別表第2 機械器具

品目	数 量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材（CADソフトを含む）	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	1

	臨床実習	4	4	3	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	小計	(43)	(43)	(24)	
合計		93	72	45	

別表二 機械器具

品目	数 量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	10人で1

プラスチックカッター	10人で1	プラスチックカッター	10人で1
<u>電動ドリル</u>	<u>4人で1</u>	ハンドドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1	カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1	ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1	ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1	グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1	ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1	ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1	ディスクサンダー	10人で1
電気オープン	10人で1	電気オープン	10人で1
ヒートガン	4人で1	ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1	コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1	真空成形器	10人で1
真空ポンプ	2人で1	真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	2人で1	計測用機器・工具	2人で1
集塵機	一式	集塵機	一式
定盤	4人で1	定盤	4人で1
作業台	4人で1	作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1	電動ミシン(平台)	5人で1
八方ミシン	1	八方ミシン	1
アライメント治具	1	アライメント治具	1
万力	1人で1	万力	1人で1
一般工具	各種	一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式	筋電義手用筋電位測定機器	一式
<u>三次元動作解析装置</u>	<u>1</u>	運動解析装置	1
義手及び各部品	各種	義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種	義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種	装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上	車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上

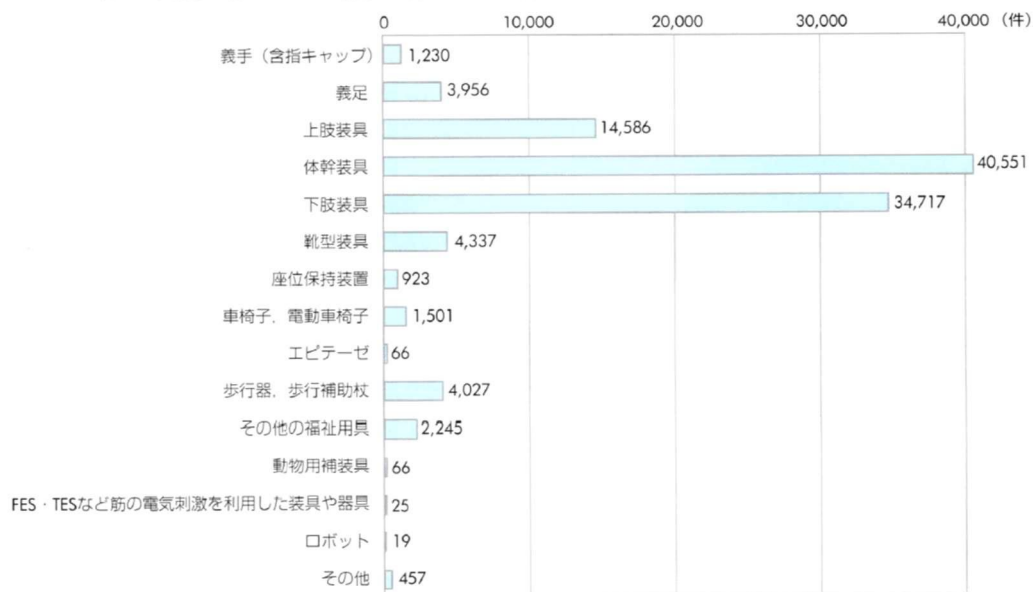
電動車椅子 座位保持装置 整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など) 松葉杖(木製、アルミ製など) 歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフストランド杖など) 歩行器 <u>デジタル機器(3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等)</u> <u>福祉用具(車椅子・歩行補助杖・座位保持装置以外)</u>	1 一式 3種以上 2種以上 3種以上 1 一式 一式
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。	
別表第3 標本及び模型	
品 目	数 量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髓横断模型	一式
末梢神経系模型	一式

電動車椅子 座位保持装置 整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など) 松葉杖(木製、アルミ製など) 歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフストランド杖など) 歩行器	1 一式 3種以上 2種以上 3種以上 1
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。	
別表二 標本及び模型	
品 目	数 量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髓横断模型	一式
末梢神経系模型	一式

別紙資料 1「義肢装具士白書 2019」日本義肢装具士協会編、P.44

問14 【問13で「臨床業務」を選択した方】あなたの過去1年間における、下表の種目の臨床件数（修理を除く）で、当てはまる欄に○をつけてください。なお、臨床件数とは、適合した症例数のことです。(SAマトリクス)
 (選択肢：0件、1～10件、11～30件、31～50件、51件以上)

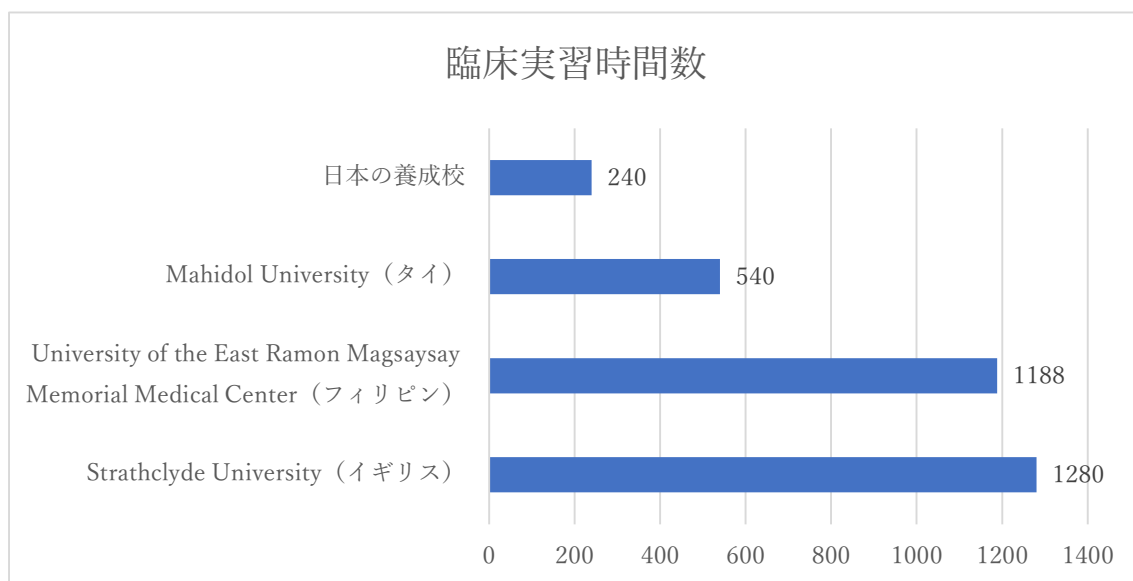
なお、下表の横軸（件数）は集計段階において、上段選択肢の最小値としてその総和を算出した（1～10件は1件、11～30件は11件、31～50件は31件、51件以上は51件）。



別紙資料 2

1) 臨床実習時間数に関して

諸外国の臨床実習時間数を、Strathclyde University（イギリス）、University of the East Ramon Magsaysay Memorial Medical Center（フィリピン）、Mahidol University（タイ）の順に示す。尚、横軸は時間を表す。



参照 URL

Strathclyde University（イギリス）

<https://www.strath.ac.uk/courses/undergraduate/prostheticsorthotics/>

University of the East Ramon Magsaysay Memorial Medical Center（フィリピン）

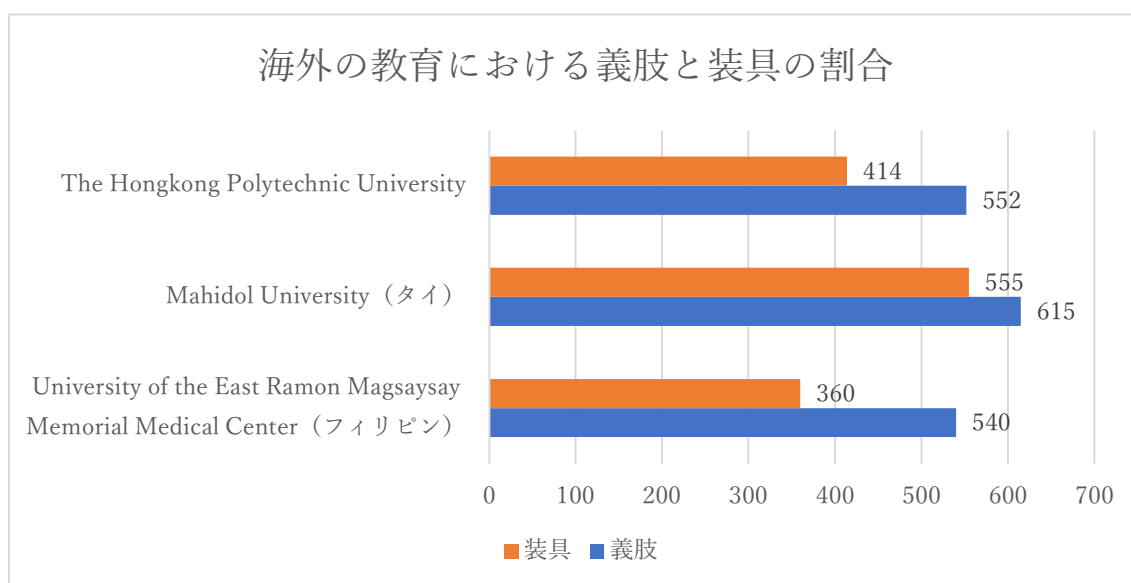
https://uerm.edu.ph/cares/curriculum_pspo_2018

Mahidol University（タイ）

<https://www2.si.mahidol.ac.th/en/international-office/student-exchange/sirindhorn-school-of-prosthetics-and-orthotics/>

2) 義肢と装具の割合に関して

諸外国の総履修時間数における義肢と装具の割合に関して、University of the East Ramon Magsaysay Memorial Medical Center (フィリピン)、Mahidol University (タイ)、The Hongkong Polytechnic University (中国) の順に示す。上述の Strathclyde University (イギリス) では差は見られなかった。



参照 URL

<https://www.polyu.edu.hk/bme/study/undergraduate-programme/admissions/curriculum/>

別紙資料 3

1) 義肢装具養成施設における専門分野の履修単位数													
単位数		北海道科学大学		新潟医療福祉大学		人間総合科学大学		広島国際大学		神戸医療福祉専門学校三田校		日本聴能言語福祉学院	
シラバス上の科目		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
専門分野	基礎義肢装具学	20	1	19	0	19	0	19	1	28	0	19	0
	応用義肢装具学	25	0	26	0	20	1	24	0	41	0	24	0
	臨床実習	6	6	7	4	10	0	12	1	4	0	4	0
単位数		熊本総合医療リハビリテーション学院		西武学園		北海道ハイテクノロジー専門学校		国立障害者リハビリテーションセンター学院		全国平均			
シラバス上の科目		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
専門分野	基礎義肢装具学	19	0	21	0	20	0	19	0	20.3	0.2		
	応用義肢装具学	21	0	23	0	26	0	21	0	25.1	0.1		
	臨床実習	10	0	8	0	10	0	11	0	8.2	1.1		
2) 義肢装具養成施設における専門分野の分野別履修単位数													
単位数		北海道科学大学		新潟医療福祉大学		人間総合科学大学		広島国際大学		神戸医療福祉専門学校三田校		日本聴能言語福祉学院	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
専門分野での分野別内容	義肢装具の基礎	6	1	11	0	10	0	10	1	13	0	19	0
	義肢学	16	0	14	0	16	1	9	0	19	0	14	0
	装具学	16	8	17	0	16	1	13	0	33	0	10	0
	福祉用具学	0	4	14	0	4	0	3	0	0	0	0	0
	その他	7	0	3	0	0	0	11	0	4	0	0	0
	臨床実習	6	6	11	4	10	0	12	1	4	0	4	0
単位数		熊本総合医療リハビリテーション学院		西武学園		北海道ハイテクノロジー専門学校		国立障害者リハビリテーションセンター学院		全国平均			
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
専門分野内での分野別内容	義肢装具の基礎	9	0	11	0	7	0	7	0	10.3	0.2		
	義肢学	12	0	17	0	18	0	15	0	15.0	0.1		
	装具学	17	0	13	0	15	0	18	0	16.8	0.9		
	福祉用具学	1	0	0	0	1	0	1	0	2.4	0.4		
	その他	2	0	3	0	6	0	0	0	3.6	0.0		
	臨床実習	10	0	8	0	10	0	11	0	8.6	1.1		

別紙資料4 臨床実習指導者講習会の指針（案）

義肢装具士臨床実習指導者講習会の開催指針

第1 趣旨

本指針は、ガイドラインに規定する指導者講習会の形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって臨床実習指導者（以下「実習指導者」という。）の資質の向上及び臨床実習を行う病院・施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- （1）指導者講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 指導者講習会を主催する責任者
 - ※ （2）との兼務も可
- （2）指導者講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- （3）指導者講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
 - ※ 指導者講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験5年以上の義肢装具士または福祉用具専門分野における実務経験が5年以上の者

4. 指導者講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。

- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 義肢装具士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメント防止を含む）
- ⑤ 臨床実習指導者及びプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

なお、修了証書については、様式1とする。

第3 指導者講習会の開催手続き

- (1) 指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2カ月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。
- (3) 指導者講習会に参加しなかった者及び講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 指導者講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 指導者講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 指導者講習会の目標
 - ⑦ 指導者講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導者講習会の時間割）
 - ⑧ 指導者講習会の概要（グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。）

様式 1

第 号

修 了 証 書

(参 加 者 の 氏 名)

あなたは、(指導者講習会の名称)を修了したことを証します。

年 月 日

(主 催 者 名)

本指導者講習会は「義肢装具士臨床実習指導者講習会の開催指針」(令和 年 月 日付け医政発 第 号厚生労働省医政局長通知)にのっとりたものであると認めます。

年 月 日

厚生労働省医政局長 (医政局長名) 印

様式 2

年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

(主 催 者 名)

確 認 依 頼 書

下記の講習会について、「義肢装具士臨床実習指導者講習会の開催指針」(令和 年 月 日付け医政発第 号)に則った内容であることの確認を依頼します。

記

- 1 指導者講習会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 年 月 日～令和 年 月 日
(実質的な講習時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 指導者講習会実施担当者
 - (1) 指導者講習会主催責任者数： 人
 - (2) 指導者講習会企画責任者数： 人
 - (3) 指導者講習会世話人数： 人
 - (4) 指導者講習会実施担当者（上記（1）から（3）の者）の氏名及び経歴：別添 1（任意様式）のとおり
- 5 指導者講習会の目標
- 6 参加者
 - (1) 参加者数（募集人数）： 人
 - (2) 討議及び発表におけるグループごとの人数： 人から 人まで
- 7 指導者講習会進行表：別添 2（任意様式）のとおり

確認依頼書作成要領

- 1 2 (2)の「共催者、後援者等」については、当該指導者講習会に共催者、後援者等がある場合に記載すること。
- 2 3の「開催日及び開催地」について、分割開催する場合は、その理由、研修内容の一貫性に配慮した点について記載した書類を添付すること。(任意様式)
- 3 7の「指導者講習会進行表」については、タイムスケジュール、テーマとテーマごとの概要、実施方法（講義、グループ討議、発表等）、担当者、等を記載すること。
- 4 ビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で行う場合は、7の「指導者講習会進行表」のどの講義が該当するかが解るよう示すこと。
- 5 ワークショップ（参加者主体の体験型研修）において、Webを活用した形式で実施する場合、対面による実施と同等の教育的効果が得られることが前提となること。
- 6 指導者講習会報告書を参加者へ配布する方法および厚生労働省へ提出する方法については、電子媒体でも構わないこと。